大和市告示第50号

大和市病児保育事業実施要綱を次のように定める。

平成25年3月29日

大和市長 大 木 哲

大和市病児保育事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、病気中又は病気の回復期にあり集団保育及び家庭での保育が困難な児童を大和市立保育所において一時的に保育する事業(以下「病児保育」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象児童)

- 第2条 病児保育を利用することができる児童(以下「対象児童」という。)は、市内に在住する 生後6月から小学校3年生までの児童又は市内の保育所に入所する児童であって、次の各号のい ずれかに該当するものとする。ただし、感染症により他の者に感染のおそれがあると認められる 者を除く。
 - (1) 入院加療の必要がなく当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至らないことから 集団保育が困難であり、かつ、保護者の勤務等の事由により家庭で保育を行うことが困難な児 童
 - (2) 病気の回復期であるが集団保育が困難であり、かつ、保護者の勤務等の事由により家庭で保育を行うことが困難な児童
- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に病児保育を必要と認める児童を対象児童とすることができる。

(実施場所)

第3条 病児保育は、大和市立病院の敷地内に設置する大和市立若葉保育園の施設を使用して行うものとする。

(休業日)

- 第4条 病児保育の休業日は、次のとおりとする。
 - (1) 日曜日及び土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日
 - (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、前項の休業日を変更することができる。

(利用時間)

第5条 病児保育の利用時間は、午前8時30分から午後6時30分までとする。

(利用人数)

第6条 病児保育の利用人数は、1日につき4人までとする。

(利用期間)

第7条 病児保育の利用期間は、連続する7日以内(第4条第1項各号に規定する日を除く。)とする。ただし、医師の判断等により市長が特に必要と認めるときは、7日を超えて利用することができる。

(利用登録)

- 第8条 病児保育の利用を希望する者は、あらかじめ病児保育事業利用登録申込書を市長に提出し、登録を受けなければならない。
- 2 前項の規定による登録を受けた者は、登録の内容に変更が生じたときは、その旨を市長に届け 出なければならない。

(利用の申込み等)

- 第9条 前条の登録を受けた者が病児保育を利用しようとするときは、市長の承認を受けなければ ならない。
- 2 前項の承認を受けようとする者は、病児保育事業利用申込書に医療機関から交付を受けた病児 保育事業診療情報提供書を添えて市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の申込書の提出を受けたときは、速やかに利用の承認をするかどうかを決定し、 申込者に通知するものとする。

(費用の徴収)

第10条 市長は、前条第3項の規定により利用の承認を受けた者から、大和市保育の実施に関する条例施行規則(昭和62年大和市規則第10号)別表第4に掲げる額を、同規則第10条に規定する期日に徴収するものとする。

(利用承認の取消し)

- 第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、病児保育の利用の承認を取り消すこと ができる。
 - (1) 対象児童の病状の変化等により入院加療の必要が生じる等著しく保育が困難になったとき。
 - (2) 虚偽その他不正な手段により利用の承認を受けたとき。

- (3) 正当な理由なく病児保育費用を支払わないとき。
- (4) その他市長が病児保育を継続することが困難であると認めるとき。

(病児保育の業務委託)

- 第12条 市長は、病児保育の実施を社会福祉法人等の法人に委託することができる。 (様式)
- 第13条 この要綱で使用する様式は、別表のとおりとし、その内容は別に定める。 (その他)
- 第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

別表(第13条関係)

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	病児保育事業利用登録申込書	第8条
第2号様式	病児保育事業利用申込書	第9条
第3号様式	病児保育事業診療情報提供書	第9条